

明石市商業振興基本計画の改定 及び明石市商業振興による地域活性化審議会の設置について

明石市では、平成 23 年に、明石市商業振興による地域活性化に関する条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、商業の振興による地域の活性化に関する基本施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、商業の振興及び商業の振興による地域の活性化に関する基本的な計画、「明石市商業振興基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

現基本計画の策定から 10 年以上が経過し、本市を取り巻く社会・経済情勢が大きく変化している中、本市の商業の現状と課題を踏まえ、今後の商業の振興及びそれによる地域の活性化に関する検討を行うため「明石市商業振興による地域活性化審議会」（以下「審議会」という。）を設置し、現基本計画の改定に取り組みます。

1 基本計画の改定

(1) 計画期間

令和 9 年度から令和 12 年度まで（4 年間）

※あかし S D G s 推進計画（明石市第 6 次長期総合計画）の計画終了期限に合わせる。

※本来、計画期間は 10 年で、5 年ごとの見直しが通常の取り組みとなりますが、これまでに現基本計画の見直しや改定が行われていないことから、今回の改定では上位計画の終了期限（令和 12 年度末）に合わせることにします。

(2) 計画の構成（案）

- ①基本計画策定の目的
- ②商業の現況と課題
- ③商業振興の基本方針
- ④施策の基本方向
- ⑤計画の推進

※上記(1)のとおりで、通常の計画期間と比べ短い計画となるため、数値目標などの設定に主体を置くものではなく、市や事業者等が取り組むべき事項などに主体を置いた計画の策定を予定しています。

(3) その他

基本計画の改定に向けて審議会を設置します。

2 審議会の概要

(1) 名 称

明石市商業振興による地域活性化審議会

(2) 所掌事務

- ①計画の素案の作成に関すること。
- ②計画に盛り込むべき項目及び内容に関すること。
- ③その他市長が必要と認める事項。

(3) 委員構成

①審議会は、会長 1 人、副会長 1 人及び委員 13 人以内をもって構成します。

②会長は学識経験を有する者から、副会長及び委員は次に掲げる者のうちから市長が選任します。 ※カッコ内数字は選任人数

ア)学識経験を有する者（2人）

イ)商店街連合会を代表する者（1人）

ウ)商工会議所を代表する者（1人）

エ)商業者（4人）

オ)公募による市民（2人）

カ)その他市長が特に必要と認める者（1人）

※市民参画手続マニュアルより

- ・委員総数の2割以上は、公募による市民の委員とすること

- ・委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないようにすること。

- ・委員10人ごとに1人以上は、障害のある方を委員とすること。

(4) 開催回数（予定）

令和8年度中に4回程度

①第1回：令和8年8月26日（水）

②第2回：令和8年10月21日（水）

③第3回：令和8年11月13日（金）

④第4回：令和9年1月下旬ころ ※後日別途調整

※その他、詳細は資料4参照